

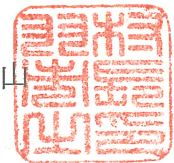
## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地  
氏 名 株式会社 アクト・エア  
代表取締役 富岡 康則  
〔法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称、代表者の氏名〕

羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第49条〔第1項  
第2項〕の規定に  
より、下記のとおり許可する。

令和6年11月27日

羽村市長 橋本 弘山



取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 可燃ごみ（生ごみ・紙くず）
収集、運搬及び処分の別	収集・運搬（保管・積替えを除く）
運搬先、処分方法及び処分先	運搬先：株式会社アクト・エア 総合リサイクルセンター
作業場所	羽村市全域
処理施設の種類、設置場所及び処理能力	—
許可番号	許可一廃収第65号
許可の有効期限	令和6年 12月 1日から 令和8年 11月30日まで

- この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、羽村市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、羽村市を被告として（訴訟において羽村市を代表する者は羽村市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

